全国警備業連盟 通信

No.0 5 2 2 0 2 3 年 1 2 月 1 日 発行

『全警連からの情報案内 ■

理事長より

師走を迎えて、先月2日に決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を柱とする13兆円の補正予算が11月29日に自公のみならず国民民主と維新の賛成で成立。地方の裁量に委ねる交付金も相当程度計上され、その速やかな実施が期待されます。2025大阪・関西万博まで500日。12月は例年通り来年度予算と税制改正が決まる時期ではありますが、全警連も発足後4年半を経過。萩生田政調会長が自民党の新議連の会長にご就任、公明党の議連と合わせようやくこの年末の政治プロセスがスムースに動く運びとなりました。今年は賃上げ税制の更新の時期でもあり、また事業承継税制の制限も到来することから、このところ自公の税調会長を中心に私共の窮状を訴えつつ、制度改正をお願いしているところです。

マスコミ各社による岸田内閣の支持率は低迷しておりますが、その施策は時宜を得たもの であり、モノの言い方・伝え方の問題で、説明を少し変えてみれば成程と思って頂くのでは ないかと思うところであります。「税の還元」もかつての高度成長下での所得が増大するの で毎年減税をやっていたという事実(累進税率の緩和による減税)、「成長と分配の好循環 | はアベノミクス以来の実質賃金の上昇を狙ったものであり、分配を増やし個人消費を刺激 、成長というシナリオ。「人への投資と労働市場の三位一体改革」も「リスキリング+職務 給+労働市場の流動化」は私共の業界に置き換えてどうするべきか。それこそ業界挙げて生 産性向上策に真剣に取り組まないと私共警備業だけが取り残されることになってしまいます 。警備の各分野でDX、AIと機器導入による生産性向上を図るとともに、高齢者は既に相 当程度活躍して頂いておりますが、女性はまだまだ。警察官は11.4%(令和5年)ですが、 警備員は僅かに6.8%。外国人に至っては技能研修や特定技能ではゼロというところですの で、採用供給ルートで競り負けないように法務省での検討過程で特定技能に警備を入れて頂 く。併せて配置基準や資格等における規制の見直しを行って女性、高齢者の活躍を進めるこ とが肝要であります。この点は従来から各方面にお願いしておりますが、今回の特定技能の 見直しの中で追加して頂くとともに、送り出し機関と受け入れ機関をどうするかを業界とし て具体的に検討していかねばなりません。また高齢者と女性活躍は労働法制の見直しと共に 、職場環境の整備を発注側と共に整備していく。この点は既にある制度を会員各位が工夫し て使うことで良き事例を作り業界内に展開して頂くことが肝要です。

なお経済対策の文言には国地方によるビルメン、警備の単価の転嫁(16頁)が謳われてお り、この点は公明党が頑張って頂いた結果であります。

内外情勢は緊迫度を増し、ロシアウクライナ戦争は一進一退、ハマスのテロ、拉致事件を契機としたイスラエルのガザ侵攻は一時停戦が保たれておりますが、これが拡大することとなれば中東戦争の勃発となり、再び世界各地にテロのみならず戦争の危険性がますます高まることとなります。日中韓や米中の首脳間の動きを見ても、予断を許さず、北朝鮮の偵察衛星打ち上げは日米韓の安全保障上重大な結果をもたらしかねません。昨今企業リスクでの「オールハザードアプローチ」が言われておりますが、折しも国連気候変動枠組条約締結国会議COP28がドバイで開催。地球規模の環境問題を含めあらゆる災害リスク(=地震、感染症、水害、火山噴火)サイバー攻撃、テロミサイル攻撃や戦争・大規模テロ等に対してBCP

を策定する動きがありますが、施設警備、イベント警備の分野を含めこれからなにが起きるかわららない。Jアラート対策も然りですが、防犯防災、事故防止を生業とする私共警備に携わる者にとってはこれらのリスクに適切に対応しつつ「適正な対価」を頂き、我が業界に若い方々がどんどん参入して頂くことを期待したく存じます。

警備業連盟は本日現在36都道府県。先日の自民、公明の会合でも、残りはどうするのとの問い。私共は協会経由で設立を慫慂しておりますが、①県政自体が保守分裂で声をかけにくい②個々の企業で先生方にお願いしているのでそれで充分③警察当局は歓迎しない、の三点が言われておりますが、そもそも私共は業界発展のために作った政治団体であり、何も政治的な思想信条を中心にした政治団体ではありません。保守分裂の一方に組するものではありません。地域の安全安心をつかさどり地域の発展を願って日々業務を行っているものでありません。地域の安全安心をつかさどり地域の発展を願って日々業務を行っているものでありません。更に個別企業でお願いするのは刑事上の問題となる恐れもあることから連盟を作ったものであり、警察当局が歓迎しない云々は単価引上げや分離発注・最低価格等入札手続き等はそもそも警察の範囲外からこそであります。この点私共の政治団体の目的を改めて確認して頂くとともに、会員増強計画を図り、基を強化して活発な活動を図り、協会と共に私共の意向を貫けるよう努力していきたく存じます。年末繁忙期を迎え、会員企業の皆様の安全第一、御健勝と御繋栄をお祈り申し上げます。

2023年11月30日寄稿 理事長 青山幸恭

特集 (政府の動き)

◇ 全国警備業連盟の活動報告(経済対策)

令和5年11月2日に閣議決定された経済対策「デフレ完全脱却のための総合経済対策~日本経済の新たなステージにむけて~」において、物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援策に、「適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、~(中略)~ 国、地方公共団体等による物品調達やサービス(ビルメンテナンス、警備等)について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」と明記されました。原案には警備と明記されてなかったものの、全警連の要望(働きかけ)を反映した内容となっています。



◇ 全国警備業連盟の活動報告(価格転嫁対策)

令和5年11月29日、内閣官房及び公正取引委員会より、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表されました。公正取引委員会は、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種を重点的な調査対象とし、価格転嫁に関する特別調査を実施。特別調査の結果、次の6業種が特にコストに占める労務費の割合(労務費率)が高い業種でした。

- ①ビルメンテナンス業及び警備業
- ②情報サービス業
- ③技術サービス業
- ④映像・音声・文字情報制作業
- ⑤不動産取引業
- ⑥道路貨物運送業

特別調査の結果、多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況であることが明確になりました。労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(添付の概要)を確認のうえ、発注者・受注者各々の立場にて適切な取り組みをお願いします。

※詳細は公正取引委員会のHPも参照も願います

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129 roumuhitenka.html

連盟役員より

愛知県警備業連盟 理事長 金子 慶太郎

Time Flies.とは言い得て妙で、飛ぶように過ぎた1年でした。 この機会に、愛知県警備業連盟の令和5年の主な活動をご紹介させていただきます。

- ①2月17日、国土交通省より公表された「公共工事設計労務単価(令和5年3月から適用)」および「建築保全業務労務単価(令和5年4月から適用)」の見直しについて会員に配信し情報共有。
- ②2月27日、警備業界への理解を求めるため、愛知県選出の与党(自民・公明)国会議員に 「全警連ニュース第6号」を送付。
- ③5月10日、ストリングスホテル名古屋において「今枝宗一郎衆議院議員を励ます会」が開催され事務局宇野が出席。自民党第95代女性局長の松川るい参議院議員の講演が行われた。
- ④7月3日、名古屋東急ホテルにおいて「公明党愛知県本部政経懇談会」が開催され、金子理事長と事務局宇野が出席。伊藤渉衆議院議員と斉藤鉄夫衆議院議員(国土交通大臣)が出席され「要望書」に基づいて出席団体毎に質疑応答が行われた。
- ⑤7月6日、名古屋観光ホテルにおいて「大村ひであき愛知県知事政経セミナー」が開催され 金子理事長が出席。
- ⑥8月21日、名古屋マリオットアソシアホテルにおいて「衆議院議員丹羽ひでき躍進のつどい2023」が開催され金子理事長と小塚副理事長が出席。自民党浜田靖一衆議院議員(防衛大臣)による講演が行われた。
- ⑦9月4日、名古屋マリオットアソシアホテルにおいて自民党中川貴元衆議院議員「国政報告会~感謝の集い~」が開催され金子理事長が出席。麻生太郎自民党副総裁による講演が行われた。
- ⑧9月5日、メルパルク名古屋において自民党愛知県支部連合会による「政策懇談会」が開催され金子理事長と事務局宇野が出席。公共工事設計労務単価および建築全業務積算基準の更なる見直しを要望。
- ⑨9月19日、名古屋マリオットアソシアホテルにおいて自民党参議院議員「藤川政人君を囲む会in愛知」が開催され小塚副理事長が出席。
- ⑩9月30日、メルパルク名古屋において「愛知県警備業連盟会員交流会」を開催。全警連から事務局長堀口和久様が出席。また出席した衆参両院の与党国会議員17人から警備業に対する今後の支援が表明された。
- ①10月23日、名古屋観光ホテルにおいて自民党愛知県支部連合会による「政経セミナー」が開催され金子理事長と小塚副理事長が出席。小野寺五典衆議院予算委員長による講演が行われた。

ここのところ弊社にも中部経済産業局取引調査員の訪問によるヒアリング調査、公正取引委員会の特定顧客との関係の書面調査、経済産業省中小企業庁委託事業関連書面調査(取引条件改善状況)、地元名古屋商工会議所景況書面調査と、矢継ぎ早に「価格転嫁」を含む取引状況の調査依頼が来ています。それぞれに時間を割いて向き合ってはいますが、気になるのは調査結果がどのように生かされて行くのかという点です。現状では具体的に成果を実感できる答えは得られていません。大部分を中小零細企業が占める警備業界は「進まない価格転嫁」に苦しんでいます。ある記事によると、労務費の価格転嫁が「全くできていない」が27%もあったとありました(日LOBO調査)。もちろん顧客に対する粘り強い値上げのお願いは必要ですが、弱い立場からなかなか実現しない面があることは否めません。政策面からも強い支援が得られればと願ってやみません。

活動内容

◇ 全国警備業連盟の活動(自民党政策要望懇談会参加)

令和5年11月9日、自民党本部団体総局主催の「予算・税制に関する政策懇談会」に青山理事長、堀口事務局長及び(一社)全国警備業協会 楯常務理事にて参加。生活安全関係の10団体合同での開催であり、短時間での説明でしたが、①適正な警備料金設定に必要な予算の確保、②適正な価格転嫁のための総合的な支援、③航空保安業務改善につながる予算の確保、④賃上げ促進税制の拡充と事業承継税制の延長・拡充等について要望しました。

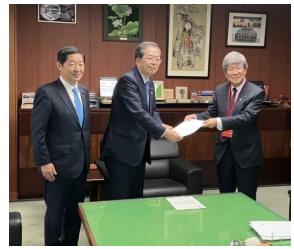
◇ 全国警備業連盟の活動報告 (斉藤鉄夫国土交通大臣訪問)

令和5年11月10日、青山理事長、堀口事務局長及び (一社)全国警備業協会 黒木専務理事にて斉藤国土交通 大臣を訪問。

今回、公明党「警備業議員懇話会」会長の佐藤茂樹 衆議院議員の調整により面談が実現したものであり、 佐藤議員も同席いただきました。青山理事長より警備 業界の課題・現状と共に、国土交通省に関する要望事 項を説明し要望書を手交しました。主な要望事項は以 下の3点です。

- ①適正な警備料金の設定 (労務単価の引き上げ)
- ②価格転嫁の総合的支援
- ③航空保安業務のあり方 等

斎藤大臣からは、単価については11年連続の上昇、 引き続き適正に対応していきたい。また、発注者に対 しても適正な価格を徹底していく旨発言がありました。



(左より佐藤茂樹会長、 斉藤鉄夫国土交通大臣、青山理事長)

◇ 全国警備業連盟の活動報告(公明党政策要望懇談会参加)

令和5年11月17日、公明党主催の政策要望懇談会が 開催され、青山理事長及び橋本副理事長にて参加。

公明党警備業議員懇話会の佐藤茂樹会長他8名の国会議員や多くの代理(秘書)が参加し、警備業界の課題・現状と共に、要望事項を説明のうえ要望書を提出しました。多くの議員との意見交換も行われ、佐藤会長からは生活安全産業としての警備業の需要は年々高まっており、年末には予算編成、税制改正の議論もあるため、各省庁にも働きかけていきたいとの挨拶がありました。



(挨拶される公明党佐藤茂樹会長)

◇ 全国警備業連盟の活動報告 (税制改正要望)

令和5年11月27日、自民党税制調査会長の宮沢洋一参議院議員を青山理事長にて訪問し、 年末に決定する税制改正に関する要望書を提出。主な要望事項は、①賃上げ促進税制の拡充、 ②教育訓練費の範囲拡充(外部委託だけでなく自社の教育訓練費も控除対象へ)、③事業承継 税制の延長・拡充です。

引き続き、自民党税制調査会小委員長代理の加藤勝信衆議院議員(12月4日予定)、公明党 税制調査会長の西田実仁参議院議員(12月上旬予定)を青山理事長にて訪問し、同様に税制 改正に関する要望書を提出する予定です。

設立状況(加盟状況)

令和5年11月30日現在、36都道府県に連盟が設立されています。千葉県でも設立に向けて準備が進められています。引き続き連盟拡大及び会員拡大を図りたいと思いますので、未設立県に対し連盟設立を働きかけ、各連盟にあっては更なる会員拡大を目指してください。

		設立日	会員数	理事長	備考
1	北海道	2019.5.30	165社	(株)メンティス 代表取締役 宮武 亨丞	全警連 理事
2	岩手県	2019.6.12	22社	桜心警備保障(株) 代表取締役 越場 健一	
3	宮城県	2019.5.30	51社	ゴリラガード・ギャランティ (株) 代表取締役 千葉 英明	全警連 理事
4	秋田県	2019.5.27	23社	大洋ビル管理 (株) 取締役会長 内村 和人	
5	山形県	2023.8.1	20社	ALSOK山形(株) 代表取締役社長 本川 哲久	
6	福島県	2019.5.30	57社	(株)ユナイト 代表取締役 神好 雄治	
7	栃木県	2020.9.17	44社	北関東綜合警備保障(株) 代表取締役会長 青木 勲	
8	群馬県	2020.10.2	42社	ALSOK群馬(株) 代表取締役社長 樋田 浩二	
9	茨城県	2019.4.25	53社	(株) 水户警備保障 取締役会長 井澤 卓司	全警連 理事
10	埼玉県	2020.1.15	31社	(株)ケイビー・コム 代表取締役 井出 雅博	
11	東京都	2021.2.22	177社	朝日管財(株) 取締役会長 田中 範弥	全警連 理事
12	神奈川県	2019.9.20	163社	(株) KSP 代表取締役社長 田邊 中	全警連 理事
13	静岡県	2023.4.6	25社	(株)トーセイコーポレーション 代表取締役 杉山 喜乃	
14	山梨県	2022.7.15	17社	山梨ジャパンパトロール警備(株)代表取締役 古屋 雄司	
15	長野県	2019.8 26	37社	(株)全日警サービス長野 代表取締役 浅妻 豊	
16	新潟県	2023.3.7	30社	東日本警備 (株) 取締役会長 舘野 功	
17	富山県	2019.5.15	30社	(株)パトロード富山 代表取締役社長 成伯 仁志	
18	石川県	2019.5.30	23社	国際警備保障(株) 代表取締役社長 宮本 克喜	
19	愛知県	2019.5.15	183社	セクダム (株) 代表取締役 金子 慶太郎	全警連 理事
20	岐阜県	2020.4.1	36社	大日本警備保障(株) 代表取締役 河野 秀明	
21	滋賀県	2022.8.2	15社	(株) NYS 専務取締役 吉田 出司	
22	京都府	2021.5.14	30社	西部綜合警備(株) 専務取締役 藤野 祐司	
23	大阪府	2019.5.17	140社	堺総合警備(株) 代表取締役 榎本 博	全警連 理事
24	和歌山県	2021.7.1	23社	(株) 紀北総合警備 代表取締役 中谷 保	
25	広島県	2019.5.30	66社	(株) 保安警備 代表取締役 七河 義孝	全警連 理事
26	愛媛県	2019.5.21	40社	愛媛綜合警備保障 (株) 代表取締役社長 阿部 克彦	全警連 監事
27	徳島県	2019.5.28	21社	(有)ファイブセキュリティシステム 代表取締役 五島 寛治	
28	香川県	2020.3.18	26社	ALSOK香川 (株) 代表取締役 梶原 慶二	
29	高知県	2021.1.12	9社	ALSOK高知 (株) 代表取締役 星 宏明	
30	福岡県	2019.5.8	61社	舞鶴警備保障 (株) 代表取締役社長 奥村 雅弘	全警連 理事
31	佐賀県	2023.2.1	15社	ALSOK佐賀 (株) 代表取締役 高木 進	
32	長崎県	2019.5.31	26社	(株) 中央綜合警備保障 代表取締役社長 堀内 敏也	
33	熊本県	2020.9.25	33社	ALSOK熊本(株) 代表取締役社長 渡邊 勝彦	
34	大分県	2022.3.31	40社	(有)ダイケン警備保障 代表取締役 林 健	
35	宮崎県	2023.03.31	20社	宮崎綜合警備 (株) 代表取締役社長 齊藤 総一郎	
36	鹿児島県	2019.1.28	35社	九州綜合警備保障(株) 代表取締役会長 永山 一巳	
	全国警備業連盟 (賛助会員)	2019.5.12	76社	綜合警備保障(株) 特別顧問 青山 幸恭	理事長
			1,905社		

今後の予定

・第17回理事会・意見交換会・新年賀詞交歓会の開催

日時:令和6年1月23日(火) 15:00~16:00 理事会

16:15~17:00 意見交換会

17:30~19:00 新年賀詞交歓会

- 場所:ホテル ルポール麹町(麹町会館)(住所:東京都千代田区平河町2-4-3)

<全警連限定> 発行・編集:全国警備業連盟 事務局

・各警備業連盟様におかれましては、各種活動を積極的に行われているかと承知しておりますが、各連盟様の活動の参考とするために情報共有を図りたいと思います。積極的にな情報 提供をお願いします。(連絡先) 担当:森川 TEL:03-3501-0072 FAX:03-3501-0073

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

令 和 5 年 1 1 月 2 9 日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 公 正 取 引 委 員 会

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、令和4年4月以降、現時点に至るまで、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていません。この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

その取引環境の整備の一環として、今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を別添1のとおり策定しました(概要版は別添2参照)ので公表します。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

優越的地位濫用未然防止対策調査室

電話 03-3581-3378 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/index.html

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)

令和5年11月

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動/求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、そ れぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害す るおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正 に対処することを明記。
 - 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行 われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動/求められる行動

【行動①:本社(経営トップ)の関与】

○ ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップ まで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で 社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トッ プが更なる対応方針を示すこと。

【行動②:発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行 に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を 設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で 更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポッ ト取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位 の濫用
 又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

【行動③:説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

○ 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金 の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を 用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④:サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

〇 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価 格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との 取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥 当性の判断に反映させること。

【行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと】

○ 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブ ルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱 いをしないこと。

【行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること】

○ 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の 価格転嫁に係る考え方を提案すること。

優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していること

とともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。 ² 買いたたきとして下請代金法上問題となるのは、下請代金法にいう親事業者と下請事業者との取引に該当する場合であって、下請代金法第2条第1項から第4項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託又は④役務提供委託に該当することが前提となる。

3. 受注者として採るべき行動/求められる行動

【行動①:相談窓口の活用】

○ 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動②:根拠とする資料】

○ 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃 金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③:値上げ要請のタイミング】

○ 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの 定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受 注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が 比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

○ 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注 先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動

【行動①:定期的なコミュニケーション】

〇 定期的にコミュニケーションをとること。

【行動②: 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

○ 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て本指針の周知活動を実施 し、②公正取引委員会において、労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報を提 供できるフォームを設置する。